

競争法コンプライアンス規程

制定日：2024年12月13日

一般社団法人サステナブル経営推進機構

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、「機構」という）が主催するすべての会合の運営や統計情報の交換等、事業者団体としての活動（以下「機構活動」という）について、我が国の独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、全ての機構活動に適用し、機構事業活動に参画する者は、前条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

(競争法責任者及び担当部署)

第3条 機構の本規程に係る責任者を専務理事とし、これに関連する所管事項全般を経営企画部長が統括する。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、機構が定める規約類取扱規程に則り、代表理事が決裁する。

第2章 禁止事項

(禁止事項)

第5条 機構活動および機構活動に関与する者は、次の各行為を禁止する。

- (1) 不当な取引制限（談合、価格カルテル等）
- (2) 私的独占行為
- (3) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限）
- (4) 数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
- (5) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- (6) 設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- (7) 参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- (8) 不公正な取引方法（前各項のほか、共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- (9) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第3章 会議の運営

(会議の定義)

第6条 機構活動を推進するため、機構が運営するすべての会合（総会、理事会、委員会、部会、研修会、ワーキング、賀詞交歓会、懇親会など、形式を問わない）を「会議」と定義する。

(会議の運営)

第7条 会議の議長(機構の指名するモデレーター、事務局員、認定機関等(以下、議長という))は、次の各項の通り、第5条の禁止事項に抵触するおそれのある議論、意見交換、及び資料の配布等を行わないよう、競争法を遵守する視点で議事進行に努めるものとする。

- (1) 議長は、会議に参加する者に対し、本規程を提示し、内容についての周知と徹底に努めなければならない。
- (2) 議長は、会議において競争法上問題となるおそれがある発言が認められる場合は、当該会議を終了する。
- (3) 前項のような問題発言が認められる場合、議長はその事実を機構の事務局に書面で報告するものとし、報告を受けた機構は弁護士に相談するなど責任を以て対応する。

(議事録の作成と管理・保管)

第8条 機構の職員または会議に出席した者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議の構成員に開示しなければならない。

第4章 自主規格・自主認証・自主認定等

(競争を阻害する内容の禁止)

第9条 機構は、自主規格・自主認証・自主認定等を策定および活動を行うにあたり、第5条の各号に係わる競争を阻害する内容の策定および活動をしてはならない。

(強制の禁止)

第10条 機構は、会員および活動に参加する者に対し、自主規格等について、その利用及び遵守を強制してはならない。

第5章 統計情報

(統計情報の内容)

第11条 機構が会員および機構の活動に参加する者(以下、「活動参加者」という)に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を生じないように、以下の情報の提供に限るものとする。

- (1) 概括的かつ具体的な個社情報を特定できないよう集合化した情報。
- (2) 個社情報を含む情報については、競争法上適切な一定期間経過した過去の情報（ただし、活動参加者が一般に公開した情報で誰もが容易に収集できるものについては、この限りではない）
- (3) 現在又は将来情報については、一般的な情報の収集・提供、又は客観的な事象に基づ

く 概括的な情報

第 6 章 教育・研修

(教育と研修)

第 12 条 機構は、以下の点を認識し、機構役職員および機構が選任するモデレーター等に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上とその維持に努める。

- (1) 機構の活動は、競合会社が接触する機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に有していること。
- (2) 事務局役職員は、機構の事業活動が競争法に抵触しないようコンプライアンス意識を高め、適法性の観点から意見を表すべき立場を有していること。

(本規程の周知徹底)

第 13 条 機構は、本規程をホームページに公開し、会員、機構のプログラム参加者等への周知徹底を図る。

第 7 章 その他

(通報と対応措置)

第 14 条 機構活動参加者において本規程に抵触するような不適切な行為又はそのおそれがあると認める場合には、経営企画部長にその事実を通報し、経営企画部長は再発防止及び事前防止についての措置を専務理事に上申し、適正な対応措置を講じなければならない。

附則

附則

この規程は、2024年12月13日から実施する。